

山口市監査委員 馬 越 帝 介
同 石 高 雅 美
同 宮 崎 高 行

令和6年度定期監査（前期）の結果について
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

1 監査の対象及び実施期間

実施期間	監査の対象
令和6年 4月 2日から 令和6年 4月30日まで	総合政策部 広報広聴課、スマートシティ推進室 秋穂総合支所 地域振興課 市議会事務局
令和6年 5月 1日から 令和6年 5月31日まで	環境部 環境施設課 徳地総合支所 地域振興課、総合サービス課
令和6年 6月 3日から 令和6年 7月 5日まで	上下水道局 上下水道総務課、業務課、水道整備課、水道施設課、下水道整備課 下水道施設課、南部上下水道事務所、阿東簡易水道事務所
令和6年 8月 1日から 令和6年 8月30日まで	商工振興部 産業立地推進課
令和6年 9月 2日から 令和6年 9月30日まで	健康福祉部 障がい福祉課 こども未来部 こども未来課 幼稚園：仁保、平川 保育園：東山、楠木、小郡、徳佐 認定こども園：山口みなみこども園

2 監査の対象期間

令和5年度（ただし、4月及び5月実施分は令和4年度）

3 監査の方法

令和6年度定期監査実施計画に基づき提出された監査資料について、山口市監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が条例等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうか主眼をおき、関係書類等を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかしながら、文書事務、会計事務及び契約事務において、依然として決裁日、施行日の記載漏れや訂正方法の誤り等の軽易な誤りが多数見受けられるとともに、条例等の誤認識や適用誤りによる適正でない事務も発生している。このことは条例等の正しい理解と適正な事務処理についての認識不足に起因するものと思われることから、職場内外における職員研修に努められ、条例等についての正しい理解と運用がなされるよう周知徹底を図られたい。

ついては、以下の件に関しては、特に重要と考えるため早急に改善されるよう強く要望する。

- ・ 決裁手続、調定事務及び現金の管理における条例等と異なる取扱い
- ・ 公文書の作成日付にかかる時系列の不整合
- ・ 決裁文書の決裁日、施行日の記載漏れ
- ・ 契約書や協定書と異なる取扱い
- ・ 請求書の日付や切手受払簿への修正テープや砂消しゴムの使用による不適切な修正
- ・ 検査検収日から長期の日数を要する支払い

また、財務規則など業務執行上のルールを含め、既存の適正な事務の執行を確保するため、デジタル技術の活用を含めた多元的なチェックの仕組みについて、より成熟したものとなるよう充実強化を図られるとともに、組織全体として改善策を講じられるよう、政策管理室を中心に部局内でさらなる共通理解を図られたい。